

VII 參考資料

令和5年3月 新規学卒者の初任給情報

(単位：千円)

産業別	福井県				全 国			
	中学卒業	高校卒業	短大卒業	大学卒業	中学卒業	高校卒業	短大卒業	大学卒業
農林漁業	-	-	178	204	169	182	194	210
鉱業	-	-	-	-	-	188	182	237
建設業	-	192	201	222	177	192	208	233
製造業	-	183	195	216	162	183	197	224
電気・ガス	-	171	191	218	-	176	195	218
情報・通信	-	173	184	234	248	190	209	236
運輸業	-	168	168	198	173	187	197	219
卸売・小売	-	177	190	218	166	186	198	224
金融・保険	-	164	172	211	-	170	185	217
不動産	-	184	200	191	154	187	208	239
学術研究	-	176	181	218	-	187	202	234
飲食・宿泊	-	182	196	197	172	188	201	219
生活関連・娯楽	-	178	185	199	143	185	198	224
教育・学習	-	151	176	192	167	178	203	224
医療・福祉	-	171	191	215	162	181	204	230
複合サービス	-	185	177	199	-	168	177	201
サービス	-	180	203	210	156	186	201	225
公務・その他	-	144	-	-	144	188	217	233
計	-	181	190	216	170	184	201	227

(単位：千円)

職業別	福井県				全 国			
	中学卒業	高校卒業	短大卒業	大学卒業	中学卒業	高校卒業	短大卒業	大学卒業
専門的・技術的職業	-	182	196	221	163	184	205	232
管理的職業	-	169	197	221	180	191	202	233
事務的職業	-	176	183	211	199	180	194	225
販売の職業	-	181	194	220	161	187	203	227
サービスの職業	-	180	188	205	168	187	200	224
保安の職業	-	192	202	220	-	196	206	216
農林漁業の職業	-	-	167	177	169	182	193	211
運輸・通信の職業	-	176	167	194	166	188	200	221
生産工程・労務の職業	-	183	190	213	172	184	196	220
計	-	181	190	216	170	184	201	227

(単位：千円)

規模別	福井県				全 国			
	中学卒業	高校卒業	短大卒業	大学卒業	中学卒業	高校卒業	短大卒業	大学卒業
4人以下	-	180	169	195	170	184	186	209
5～29人	-	182	184	206	171	184	196	217
30～99人	-	180	191	210	169	184	201	224
100～299人	-	179	191	217	185	184	202	226
300～499人	-	177	197	216	177	184	204	228
500～999人	-	186	205	224	167	184	206	230
1000人以上	-	185	193	221	160	186	206	230
計	-	181	190	216	170	184	201	227

資料出所：厚生労働省職業安定局労働市場センター業務室

※この情報は、令和5年3月から5月に提出された雇用保険被保険者資格取得データにより作成（なお、賃金額は平均値である）

県内高校・専修・高専・短大・大学等名簿 <令和6年3月現在>

高等学校

学 校 名	郵便番号	所 在 地	電話番号
足 羽 高 等 学 校	918-8155	福井市杉谷町44	0776-38-2225
羽 水 高 等 学 校	918-8144	福井市羽水1-302	0776-36-1678
科 学 技 術 高 等 学 校	918-8037	福井市下江守町28	0776-36-1856
高 志 高 等 学 校	910-0854	福井市御幸2-25-8	0776-24-5175
福 井 商 業 高 等 学 校	910-0021	福井市乾徳4-8-19	0776-24-5180
福 井 農 林 高 等 学 校	910-0832	福井市新保町49-1	0776-54-5187
藤 島 高 等 学 校	910-0017	福井市文京2-8-30	0776-24-5171
道 守 高 等 学 校	918-8575	福井市若杉町35-21	0776-36-1184
啓 新 高 等 学 校	910-0017	福井市文京4-15-1	0776-23-3489
仁 愛 女 子 高 等 学 校	910-0004	福井市宝永4-9-24	0776-24-0493
福井工業大学附属福井高等学校	910-8505	福井市学園3-6-1	0776-29-7881
福 井 南 高 等 学 校	919-0328	福井市新開町15-12	0776-38-7711
北 陸 高 等 学 校	910-0017	福井市文京1-8-1	0776-23-0321
鯖 江 高 等 学 校	916-8510	鯖江市舟津町2-5-42	0778-51-0001
武 生 高 等 学 校	915-0085	越前市八幡1-25-15	0778-22-0690
武 生 商 工 高 等 学 校 (工業キャンパス)	915-0841	越前市文京1-14-16	0778-22-2730
武 生 商 工 高 等 学 校 (商業キャンパス)	915-0801	越前市家久町24	0778-22-2630
武 生 東 高 等 学 校	915-0004	越前市北町89-10	0778-22-2253
丹 生 高 等 学 校	916-0147	丹生郡越前町内郡41-18-1	0778-34-0027
大 野 高 等 学 校	912-0085	大野市新庄10-28	0779-66-3411
奥 越 明 成 高 等 学 校	912-0016	大野市友江9-10	0779-66-4610
勝 山 高 等 学 校	911-8540	勝山市昭和町2-3-1	0779-88-0200
金 津 高 等 学 校	919-0621	あわら市市姫4-5-1	0776-73-1255
坂 井 高 等 学 校	919-0512	坂井市坂井町宮領57-5	0776-66-0268

丸岡高等学校	910-0293	坂井市丸岡町篠岡23-11-1	0776-66-0160
丸岡高等学校 定時制	910-0313	坂井市丸岡町内田13-6	0776-66-0324
三国高等学校	913-8555	坂井市三国町緑ヶ丘2-1-3	0776-81-3255
敦賀高等学校	914-0807	敦賀市松葉町2-1	0770-25-1521
敦賀工業高等学校	914-0035	敦賀市山泉13-1	0770-25-1533
美方高等学校	919-1395	三方上中郡若狭町気山114	0770-45-0793
敦賀国際令和高等学校	914-0135	敦賀市長谷65-98	0770-21-1213
敦賀気比高等学校	914-8558	敦賀市杓見164-1	0770-24-2150
若狭高等学校	917-8507	小浜市千種1-6-13	0770-52-0008
若狭東高等学校	917-0293	小浜市金屋48-2	0770-56-0400
A O I K E 高等学校	917-0084	小浜市小浜広峰108	0770-52-3481
福井大学教育地域科学部附属特別支援学校	910-0065	福井市八ツ島町1-3	0776-22-6781
奥越特別支援学校	911-0802	勝山市昭和町3-1-69	0779-88-0050
福井南特別支援学校	918-8034	福井市南居町82	0776-36-7631
福井東特別支援学校	910-0846	福井市四ツ井2-12-1	0776-53-6575
福井特別支援学校	910-0026	福井市光陽3-2-33	0776-24-5194
南越特別支援学校	915-0024	越前市上大坪町35-1-1	0778-27-6600
嶺北特別支援学校	910-0347	坂井市丸岡町熊堂3-36	0776-67-0100
嶺南東特別支援学校	919-1147	三方郡美浜町気山106	0770-45-1255
嶺南西特別支援学校	917-0017	小浜市羽賀67-49-1	0770-52-7716
盲学校	910-0825	福井市原目町39-8	0776-54-5280
ろう学校	910-0014	福井市幾久町2-22	0776-24-5190

○各高等学校の学科、卒業生数、就職者数は、「高卒就職情報WEB提供サービス」の「全国高等学校便覧」にて公開しております。

URL <https://koukou.gakusei.hellowork.mhlw.go.jp/>

専修学校

学 校 名	郵便番号	所 在 地	電話番号
福 井 文 化 服 装 学 院	918-8105	福井市木田3-1313	0776-36-3113
福 井 県 理 容 美 容 専 門 学 校	910-1142	吉田郡永平寺町松岡兼定島34-3-2	0776-61-2441
大原簿記法律専門学校 福井校	910-0005	福井市大手2-9-1	0776-21-0001
福井ホテルトラベル専門学校	910-0005	福井市大手2-9-1	0776-21-0001
天谷調理製菓専門学校	910-1142	吉田郡永平寺町松岡兼定島34-3-1	0776-61-0233
福井情報ITクリエイター専門学校	910-0005	福井市大手2-9-1	0776-21-0001
大原スポーツ医療保育福祉専門学校	910-0005	福井市大手2-9-1	0776-21-0001
福 井 県 医 療 福 祉 専 門 学 校	910-0803	福井市高木中央3-2018	0776-52-5530
福 井 製 菓 専 門 学 校	910-0003	福井県福井市松本3-21-20	0776-21-0606
国 際 ペ ッ ト 専 門 学 校 福 井	910-0347	坂井市丸岡町熊堂3号7-1-22	0776-67-6093
若 狭 医 療 福 祉 専 門 学 校	919-1146	三方郡美浜町大藪7-24-2	0770-32-1000
青 池 調 理 師 専 門 学 校	917-0084	小浜市小浜広峰108	0770-52-3481

高等専門学校

学 校 名	郵便番号	所 在 地	電話番号
福 井 工 業 高 等 専 門 学 校	916-8507	鯖江市下司町	0778-62-1111

短期大学

学 校 名	郵便番号	所 在 地	電話番号
仁 愛 女 子 短 期 大 学	910-0124	福井市天池町43-1-1	0776-56-1133

大 学

学 校 名	郵便番号	所 在 地	電話番号
福 井 大 学	910-8507	福井市文京3-9-1	0776-27-9761
福 井 工 業 大 学	910-8505	福井市学園3-6-1	0776-29-7868
福 井 県 立 大 学	910-1195	吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1	0776-61-6000
仁 愛 大 学	915-8586	越前市大手町3-1-1	0778-27-2010
敦 賀 市 立 看 護 大 学	914-0814	敦賀市木崎78-2-1	0770-20-5500
福 井 医 療 大 学	910-3190	福井市江上町55字鳥町13-1	0776-59-2200

職業能力開発校

学 校 名	郵便番号	所 在 地	電話番号
福井職業能力開発促進センター	915-0853	越前市行松町25-10	0778-23-1010
福井県立福井産業技術専門学院	910-0829	福井市林藤島町20-1-3	0776-52-2120
福井県立敦賀産業技術専門学院	914-0037	敦賀市道口19-2-1	0770-22-0143

「求人者マイページ」のご案内

ハローワークインターネットサービス上に求人者専用の「求人者マイページ」を開設すると、会社のパソコンから求人申込みや内容変更などのサービスをご利用いただけます。ハローワークの窓口でマイページの開設手続きをご案内しています。

<サービス内容>

● 求人者の申込み

※会社のパソコンから求人情報を入力し、求人を申し込むことができます（求人仮登録）。申し込み済みの求人データを活用して求人を申し込むこともできます。

※申込み内容は、ハローワークで確認後に受理・公開します。

● 申し込んだ求人内容の確認・変更や求人者の募集停止、事業所情報の変更など

※申し込み内容をハローワークで確認します。

● 事業所の外観、職場風景、取扱商品などの画像情報の登録・公開

※登録できる画像情報は10ファイルまでです（サイズ：1ファイルにつき2MBまで 形式：JPEG、GIF、PNG、BMP）。

※ハローワークで確認後に公開します。

● ハローワークからオンラインで職業紹介を受けること(オンラインハローワーク紹介)

※オンラインで提出された志望動機や応募書類を管理・確認できます。

● 求職者からの応募を直接受けること(オンライン自主応募)

※オンライン自主応募はハローワークによる紹介ではないため、ハローワーク等の紹介を要件とする助成金の対象外です。

※オンラインで提出された志望動機や応募書類を確認・管理できます。

● ハローワークからご紹介した求職者(応募者)の紹介状の確認、選考結果(採用・不採用)の登録(ハローワークに連絡)

※応募者本人には、選考結果を直接ご連絡いただく必要があります。

※求人無効後の3か月後の月末まで選考結果の登録が可能です。

※求職者のご紹介後、2週間経過した時点で選考結果が登録されていない場合は、「選考結果未入力通知」メールが届きます(システムによる自動送信)ので、選考結果の登録をお願いします。

● メッセージ機能(ハローワークからご紹介した求職者(応募者)とのやりとり)

※メッセージをやりとりできるのは、相手方の求職者が「求職者マイページ」を開設している場合に限られます。

※応募者とのマイページ上のやりとりができるのは、求人無効後の3ヶ月後の月末までです(選考結果登録後はできません。)

● 求職情報検索・直接リクエスト

※ハローワークに登録している求職者のうち、経歴、専門知識、資格や希望条件など求職情報を求人者にPR(公開)することを希望している方々の情報(氏名、連絡先などの個人が特定される情報を除く)を検索できます(有効中の求人がある場合に利用できます)。

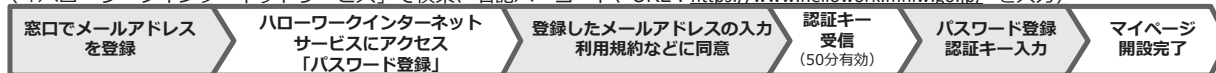
※検索の結果、貴社の求人条件に合致する方がいた場合は、ハローワークと相談の上、ハローワークから該当する求職者へご連絡することが可能です(相談の結果、ご希望に添えない場合もあります。)また、ハローワークを介さずに、応募してほしい求職者のマイページにメッセージと応募を検討してほしい求人の情報を直接送付できます(直接リクエスト)。直接リクエストは、求人者マイページを開設し、応募受付方法について「オンライン自主応募の受付」を可とする有効中の求人について行うことができます。

<マイページ開設手順>

・開設を希望する方は、ログインアカウントとして使用する事業所のメールアドレスをご用意のうえ、窓口へお申し出ください。

・窓口でメールアドレスを登録後(①)、会社のパソコンから手続き(②~⑥)をお願いします。

(「ハローワークインターネットサービス」で検索、右記バーコード、URL：<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/> を入力)



※マイページを開設するには、事業所登録が必要です。(事業所登録済みの場合はあらかじめの事業所登録は不要ですが、内容の確認や不足情報の把握などさせていただきます場合があります。)

※上記の方法のほか、会社のパソコンからハローワークインターネットサービスにアクセスし、ログインアカウント(メールアドレス、パスワード)を登録し、事業所情報・求人情報を入力(仮登録)後、マイページを開設する方法もあります。この方法による場合、過去にハローワークに事業所情報が登録されていることでもありますので、入力開始前に最寄りのハローワークへのご相談をお願いします。

※メールの受信制限をしている場合は、パスワード登録手続きを行う前に「system@mail.hellowork.mhlw.go.jp」からの受信を許可してください。

メールアドレス(控え)：



求人者マイページホーム画面（イメージ）

HelloWork Internet Service
ハローワーク インターネットサービス

ホーム(求人/応募管理) メッセージ **事業所情報設定**

ホーム
求人者マイページホーム
求人/応募管理

現在有効中または申し込み中の求人

新規求人情報を登録

有効中の求人を全て表示

株式会社 ハローワーク
管轄安定所名:〇〇公共職業安定所
新着メッセージ:2件
有効中求人

事業所情報を確認・変更
できます。

求人申込み（新規申込み
や過去に申し込んだ求人
データを活用した申込み）
ができます。

求人区分	求人件数	採用人数
一般	3件	9名
学卒	0件	
障害者	0件	

求人者マイページ外へリンク

イベント情報検索

職種 訪問介護員 公開中

受付年月日:2019年5月18日 紹介期限日:2019年7月31日

求人区分 フルタイム 求人番号 13010-XXXXXXX
就業場所 東京都千代田区 公開範囲 1.事業所名等を含む求人情報を公開する
雇用形態 正社員
提供範囲 地方自治体、民間人材ビジネス共に可

経験不問 学歴不問 資格不問 時間外労働なし 週休二日制(土日休) 転勤なし 書類選考なし 通勤手当あり
駅近(徒歩10分以内) マイカー通勤可 U/Lターン歓迎 トライアル雇用併用

求人数:3名 充足数:1名 不採用数:2名 紹介中数:1名 自主応募中数:1名 リクエスト中数:0名

応募者管理へ進む 求職情報検索 求人票を表示 詳細を表示 求人情報を編集

応募者の紹介状を確認したり、
選考結果を登録（ハローワーク
へ連絡）できます。（求人が有
効中の場合に利用できます。）

求職情報を検索でき
ます。（求人が
有効中の場合に利
用できます。）

求人票を表示
できます。

求人情報の内
容（詳細）を
確認できます。

求人の変更や募
集停止などを申
し込めます。

<求人者マイページの利用に当たっての留意事項>

- ◆求人者マイページは、ハローワーク（公共職業安定所）およびハローワークインターネットサービスを利用して求職者の募集・採用活動を行うことを希望する求人者を対象に、ハローワークへの事業所登録・求人申し込みの手続きなどのサービスを提供するものです。
- ◆求人者マイページの利用を希望する場合は、ログインアカウントとして使用する**事業所のメールアドレスが必要**となります。ログインアカウントとして使用するメールアドレスおよびパスワードは、利用者の責任において管理し、第三者に開示、貸与および譲渡しないでください。
- ◆求人者マイページを開設するに当たり、**利用規約およびプライバシーポリシーの内容に承諾・同意いただく必要**があります。
- ◆**有効中の求人がない場合は、求職者情報検索など求人者マイページの一部の機能が利用できません。**
- ◆求人者マイページは、利用規約に定める目的の範囲内で利用するものとし、ハローワークにおける職業紹介業務の運営を著しく妨げる行為を行った場合、マイページを「利用不可」とする場合があります。
- ◆ハローワークでは、通常、求職者の方をご紹介する際に、求人者に電話連絡を行っていますが、平日夜間・土曜日や連絡がつかない場合などに、求人者にご連絡する前に、マイページ宛に、求職者をご紹介した旨が表示・メッセージ送信されることがあります。
- ◆事業所の移転などに伴い管轄ハローワークが変わる場合などは、求人者マイページ上に保有している情報は引き継がれません。
- ◆求人者マイページの利用を停止したい場合は、求人者マイページから退会手続きを行ってください。退会手続き完了後31日経過後に、求人者マイページ（登録情報を含む）が完全に消去されます。退会手続きを行わない場合でも、求人無効日から5年以内に求人の申込みがない場合は、求人者マイページ（登録情報を含む）は自動的に消去されます。（ただし、メッセージは送受信後1年経過すると自動消去されます。）

詳細は、「ハローワークインターネットサービスにおける求人者マイページおよび求職者マイページの利用規約」および「プライバシーポリシー」をお読みください（ハローワークインターネットサービスからご確認いただけます）。

マイページの操作方法は、「求人者マイページ利用者マニュアル」（ハローワークインターネットサービスに掲載）をご覧ください。ヘルプデスク（電話：0570-077450）でも操作方法をご案内しております。

新卒者等の求人を検討中の皆さまへ

「求人申込書（大卒等・高卒）」の 「青少年雇用情報欄」について

- 平成29年3月よりハローワークの「求人申込書（大卒等・高卒）」の様式を変更し、新たに「青少年雇用情報欄」を加えています。
- 平成29年3月1日以降にハローワークへ新規学校卒業者向けの求人（大卒等・高卒）を提出する際は、「青少年雇用情報欄」が入った新しい様式を使用してください。

※求人申込書については、令和2年1月以降様式を変更していますので、提出の際は最新の様式を使用してください。

▼ ご記入いただく項目

1 募集・採用に関する情報

(1) 過去3年度の新卒採用者数・離職者数

(2) 過去3年度の新卒採用者数の男女別人数

(3) 平均継続勤務年数

2 職業能力の開発・向上に関する状況

(1) 研修の有無及び内容

(2) 自己啓発支援の有無及び内容

(3) メンター制度の有無

(4) キャリアコンサルティング制度の有無及び内容

(5) 社内検定等の制度の有無及び内容

3 職場への定着促進に関する状況

(1) 前年度の月平均所定外労働時間

(2) 前年度の有給休暇の平均取得日数

(3) 前年度の育児休業取得対象者数・取得者数（男女別）

(4) 役員及び管理的地位にある者に占める女性の割合

求人申込書【大卒等4/5】 / 【高卒4/4】

企業の募集・採用に関する情報	(1) 新卒者等採用者数：前年度： 人 2年度前： 人 3年度前： 人 新卒者等離職者数：前年度： 人 2年度前： 人 3年度前： 人
	(2) 男性新卒者等採用者数：前年度： 人 2年度前： 人 3年度前： 人 女性新卒者等採用者数：前年度： 人 2年度前： 人 3年度前： 人
	(3) 平均継続勤務年数： 年 従業員の平均年齢： 歳
企業の職場能力の開発及び向上に関する取組の実施状況	(1) 研修の有無 1. あり <input type="checkbox"/> 2. なし <input type="checkbox"/>
	(2) 自己啓発支援の有無 1. あり <input type="checkbox"/> 2. なし <input type="checkbox"/>
	(3) メンター制度の有無 1. あり <input type="checkbox"/> 2. なし <input type="checkbox"/>
	(4) キャリアコンサルティング制度の有無 1. あり <input type="checkbox"/> 2. なし <input type="checkbox"/>
	(5) 社内検定等の制度の有無 1. あり <input type="checkbox"/> 2. なし <input type="checkbox"/>
企業の職場への定着の促進に関する取組の実施状況	(1) 前事業年度の月平均所定外労働時間： 時間
	(2) 前事業年度の有給休暇の平均取得日数： 日
	(3) 女性の役員割合： % 女性の管理職割合： %
	(4) 前事業年度の出産者数： 女性 人 男性の配偶者 人 前事業年度の育児休業取得者数： 女性 人 男性 人
区分毎の情報	区分の名称() ※求人を行っている採用区分(例：総合職/一般職)、学歴別(大卒/高卒)、事業所別、職種別など。企業の任意の区分で可。
区分毎の募集・採用に関する情報	(1) 新卒者等採用者数：前年度： 人 2年度前： 人 3年度前： 人 新卒者等離職者数：前年度： 人 2年度前： 人 3年度前： 人
	(2) 男性新卒者等採用者数：前年度： 人 2年度前： 人 3年度前： 人 女性新卒者等採用者数：前年度： 人 2年度前： 人 3年度前： 人
	(3) 平均継続勤務年数： 年 従業員の平均年齢： 歳
区分毎の職場への定着の促進に関する取組の実施状況	(1) 前事業年度の月平均所定外労働時間： 時間
	(2) 前事業年度の有給休暇の平均取得日数： 日
	(3) 前事業年度の出産者数： 女性 人 男性の配偶者 人 前事業年度の育児休業取得者数： 女性 人 男性 人

大卒等及び高卒の求人申込書の「青少年雇用情報欄」は、可能な限り全ての項目を記入していただくようお願いします。

※裏面にも関連する情報を掲載していますので、ご参照ください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL011226開若01

「若者雇用促進法」における職場情報の提供について

情報提供の義務

- 平成28年3月1日から、若者雇用促進法に基づいて、新卒者等に平均勤続年数や研修の有無及び内容といった就労実態などに関する職場情報を提供する仕組みがスタートしました。
- 法律では、新卒者等の募集・求人申込みを行う企業は、労働条件を的確に伝えることに加えて、幅広い職場情報を提供することが**努力義務**とされています。
- また、応募者等や求人申込みをしたハローワーク・職業紹介事業者または求人の紹介を受けた者等から求めがあった場合は、情報提供項目の1～3の3類型それぞれについて、1つ以上の情報を提供することが**義務**となります。

情報提供項目

1 募集・採用に関する情報	①過去3年度の新卒採用者数・離職者数、②過去3年度の新卒採用者数の男女別人数、③平均継続勤務年数 ※参考値として、可能であれば平均年齢についても情報提供してください。
2 職業能力の開発・向上に関する状況	①研修の有無及び内容、②自己啓発支援の有無及び内容、③メンター制度の有無、④キャリアコンサルティング制度の有無及び内容、⑤社内検定等の制度の有無及び内容
3 職場への定着促進に関する状況	①前年度の月平均所定外労働時間、②前年度の有給休暇の平均取得日数、③前年度の育児休業取得対象者数・取得者数（男女別）、④役員及び管理的地位にある者に占める女性の割合

職場情報提供のメリット

職場情報を提供することで、次のようなメリットが期待されます！

新規学卒者等の応募意欲	入社後の職場定着	信用力、企業イメージ
就職後の働き方に対するイメージがより具体的に湧くことで、新規学卒者等の応募意欲が高まり、求人への応募数が増加します。	職場情報を事前に把握した上での入社が可能となることで、ミスマッチによる早期離職を防ぐことができ、入社後の定着率向上につながります。	企業情報の「見える化」が図られることで、透明性が高い企業との評価が得られ、企業イメージが向上します。

求人票の具体的な書き方については、「求人申込書の書き方のポイント」のリーフレットをご覧ください。

その他、このリーフレットの内容に関してご不明な点等がございましたら、都道府県局またはハローワークにお問い合わせください。

ご存じですか？
「ユースエール認定制度」

若者の採用・育成に積極的で 雇用管理の優良な中小企業を応援します！

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。

認定した企業の情報発信を後押しすることなどで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。



<認定マーク>

Q 「ユースエール認定企業」として認定を受けると、どんなメリットがありますか？

A ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワークなどで 重点的 P R を実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的に P R することで、若者からの応募増が期待できます。また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「若者雇用促進総合サイト」などにも認定企業として企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会 などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極的にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに 認定マークの使用が可能	認定企業は、ユースエール認定マーク（右）を、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することにより、ユースエール認定を受けた優良企業であることを対外的にアピールすることができます。
4	日本政策金融公庫による 融資制度	株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）において実施している「働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）」を利用する際、基準利率から－0.60%での融資を受けることができます。 ※ 基準利率は、令和 5 年 3 月 1 日現在（期間 5 年以内）で中小企業事業 1.20% です。 ※ 貸付期間、担保の有無などに応じて異なる利率が適用されます。 ※ 働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）の詳細は、以下の URL をご覧ください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata_m.html
5	公共調達における加点評価	公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されています。 ※ 加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められています。

【認定基準】

1	学卒求人※ ¹ など、若者対象の正社員※ ² の求人申込みまたは募集を行っていること	
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること	
3	右の要件をすべて満たしていること	・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること
		・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下※ ³
		・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと
		・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上※ ⁴
4	右の青少年雇用情報について公表していること	・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数
		・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定等の制度の有無とその内容
		・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）、役員・管理職の女性割合
5	過去3年間に認定企業の取消を受けていないこと	
6	過去3年間に認定基準を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと※ ⁶	
7	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと	
8	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと※ ⁷	
9	暴力団関係事業主でないこと	
10	風俗営業等関係事業主でないこと	
11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと	
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと	

※1 少なくとも卒業後3年以内の既卒者が応募可であることが必要です。

※2 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいい、派遣契約で業務に従事する者は除きます。

※3 直近3事業年度の採用者数が3人または4人の場合は、離職者数が1人以下であれば、可とします。

※4 有給休暇に準ずる休暇として、企業の就業規則等に規定する、有給である、毎年全員に付与する、という3つの条件を満たす休暇について、労働者1人あたり5日を上限として加算することができます。

※5 男女ともに育児休業などの取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。また、「くるみん認定」（子育てサポート企業として厚生労働省が定める一定の基準を満たした企業。プラチナくるみん、トライくるみん、プラスを含みます。）を取得している企業については、認定を受けた年度を含む3年度間はこの要件を不問とします。

※6 3、4の基準を満たさずに辞退した場合、再度基準を満たせば辞退の日から3年以内であっても再申請が可能です。

※7 離職理由に虚偽があることが判明した場合（実際は事業主都合であるにもかかわらず自己都合であるなど）は取り消します。

Q 認定企業になるには、どうすればよいですか？

A 認定企業となるためには、各都道府県労働局へ申請が必要です。上記の認定基準を満たしていることを確認した後、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。

※申請書などの提出は、ハローワークを経由して行うことができます。また、認定基準を満たしているかどうかを確認するための書類をご提出いただけます。詳細は、各都道府県労働局へお問い合わせください。

電子申請も利用できます！

ユースエールの認定申請は、持参又は郵送によるほか、e-Govポータルサイトから、電子申請の利用が可能です。ぜひご利用ください。（<https://shinsei.e-gov.go.jp/>）

本リーフレットの内容について詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。（融資制度の詳細は、株式会社日本政策金融公庫へお問い合わせください）

ユースエール認定基準を満たしているか チェックしてみませんか？



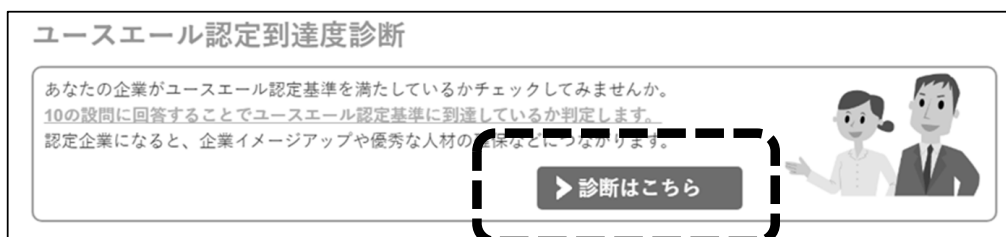
- ① 「若者雇用促進総合サイト」にアクセスします



- ② 事業者の方へ **詳細をみる** をクリックします



- ③ **▶ 診断はこちら** をクリックします



- ④ 設問は全部で10問です。すべて入力することで認定基準に到達しているかを判断します

新規学校卒業者（令和7年3月）を採用予定の
求人者のために

令和6年3月

編集発行 福井労働局職業安定部職業安定課
〒910-8559
福井市春山1丁目1-54
福井春山合同庁舎9F
TEL (0776) 26-8609

福井県内のハローワーク（公共職業安定所）一覧表

安定所名	所在地	TEL	管轄区域
ハローワーク福井 福井新卒応援ハローワーク	〒910-8509 福井市開発1丁目121-1	0776-52-8170	福井市、永平寺町 坂井市のうち春江町
ハローワーク武生	〒915-0071 越前市府中1丁目11-2 平和堂アル・プラザ武生4F	0778-22-4078	越前市、鯖江市、池田町 南越前町、越前町
ハローワーク大野	〒912-0087 大野市城町8-5	0779-66-2408	大野市、勝山市
ハローワーク三国	〒913-0041 坂井市三国町覚善69-1	0776-81-3262	あわら市、 坂井市のうち三国町 坂井町、丸岡町
ハローワーク敦賀	〒914-8609 敦賀市鉄輪町1丁目7-3 敦賀駅前合同庁舎1F	0770-22-4220	敦賀市、美浜町、 若狭町のうち旧三方町
ハローワーク小浜	〒917-8544 小浜市後瀬町7-10 小浜地方合同庁舎1F	0770-52-1260	小浜市、高浜町、おおい町 若狭町のうち旧上中町

福井ヤングハローワーク 福井新卒応援ハローワーク 分庁舎	〒918-8580 福井市木田2-8-1 福井商工会議所ビル1F	0776-34-4700	
------------------------------------	--	--------------	--